



令和4年8月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和4年8月24日(水) 午前10時00分開会
場 所 飯山市役所 4階 第3・4委員会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 1番 飛澤 正志 委員
議席番号 3番 高澤 富士子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
欠席	2	高橋 政宏	
出席	3	高澤 富士子	
出席	4	小野沢 純夫	
出席	5	栗林 俊男	
出席	6	増山 正一	
出席	7	小林 喜代春	
出席	8	清水 勝	
出席	9	春日 孝利	
出席	10	中原 義行	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	石田 慶子	
出席	14	足立 久子	
出席	15	小林 嘉之	
出席	16	酒井 智恵子	
出席	17	齊藤 正人	
出席	18	廣瀬 公一	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



事務局長	<p>お疲れ様です。ただいまより8月の農業委員会総会を始めさせていただきます。なお、ご案内しました午後の会議ですが、コロナの関係で中止となりましたので、お昼までとなりますがよろしくお祈いします。では会長挨拶。松永会長お祈いいたします。</p>
会長	<p>8月総会でございます。今月はいつもの時間と違う午前中ということで大変ご苦勞様でございます。事務局長からお話ありましたように、午後予定しておりました北信5市の研究会が感染拡大のため中止になりました。7月8月と農地パトロールをそれぞれにさせていただいております。次第にもありますが、太田岡山地区が9月2日で終わるということで、大半の地区は終了しているということです。大変暑い中ご苦勞様でございます。若干調査もれもあるかと思っておりますのでご協力をお願いしたいと思っております。昨日は処暑で、暑さが収まる時季という意味だということです。非常に暑い日が続いておりますが、これから徐々に気温が下がって、9月に入ればまた台風シーズンになります。米の方も順調に生育しております。例年通りの収穫になりそうですが、あまり早く水切りをすると、米数が低下するおそれもありますので、最後の管理に気を付けていただきたいと思いますと思っております。コロナの感染拡大が続いており、施設等中心に出ているようです。いつでも言っていますように、自らかからないように気を付けるしかないということです。菌は見えません。リスクのある行動はできるだけ避けるということが基本ですので、今後とも引き続きよろしくお祈いいたします。</p> <p>9月15日に常設審議会がありまして、そのあと長野県農政部との意見交換が行われる予定です。私に農業資材の価格高騰対策について発言するようにと宿題をいただいたわけでございます。その中ではいろいろな資材があがっていますが、国等の対策では、肥料については県が独自対策をまだしていないとのことですので、それを中心に県でぜひ独自対策をしていただきたいと思いますということを中心に申し上げる予定です。きのこの関係については、沼田さんがきのこの農家を代表して高騰対策を引き続き要請するという段取りになっております。もし肥料だけでなく他に困っていることがありましたら、それまでに私のほうに届けてもらえれば、要請していきたいと思っております。よろしくお祈いします。</p>
議長	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p>
議長	<p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p>
議長	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>欠席委員は高橋委員です。</p>



<p>議 長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号1番 飛澤委員さん、3番 高澤委員さんをお願いいたします。 これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は6件です。 議案第1号について、受付番号22番から27番は所有権の移転に関する件です。</p> <p style="text-align: center;">【 所有権移転 受付番号22番～27番 議案書をもとに朗読と説明 】</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 22番の補足説明をお願いします。</p>
<p>4 番</p>	<p>譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは、先代からの長い付き合いであり、〇〇さんが牛を飼っていた関係で牛の肥料をたい肥として無償で差し上げていたので、長い間貸与を受けていました。あまりにも長いので、貸与から譲渡に切り替えて、玉ねぎやニンニクを栽培する予定とのことで問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に23番の補足説明をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>〇〇さん所有のこの家は、5年間誰も住んでいなくて、たまに家の管理に行っていました。裏の畑は草が伸びていますが、住宅を購入された〇〇さんが、住宅の裏の畑で野菜等を作りたいということですので、特に問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>24番の補足説明をお願いします</p>
<p>12番</p>	<p>〇〇さんのお宅の手前にあり、特に問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>25番の補足説明をお願いします。</p>



7番	譲受人の〇〇さんの家の裏にこの畑がありますが、家庭用野菜を作るということですので、特に問題はないと思います。
議長	次に26番補足説明をお願いします。
15番	譲受人の〇〇さんは民宿経営しています。亡くなられた〇〇さんは旧民宿を運営されていましたが、早くに東京に出ました。水路を挟んだすぐ隣にあるその住宅と前にある畑を購入したいということです。
議長	27番補足説明
20番	〇〇さんは草刈りだけはしているそうです。〇〇さんは5条にも申請がありますが、〇〇さん側の北側の農地を買って住宅を建設したいということで、その隣の畑も購入して野菜を作りたいということです。問題はないと思います。
議長	それでは推進委員の皆さまにお聞きします。全体を含めてご意見がございましたらお願いします。 他ご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決を取ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。
議長	次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は1件。 【受付番号 11番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	ありがとうございました。 11番の補足説明
20番	農地法第3条申請の農地であり問題はないと思います。
議長	それでは推進委員の皆さまにお聞きします。ご意見がございましたらお願いします。
議長	ないようですので採決をいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり



	<p>決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議 長	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 貸借（中間管理） 受付番号 243番～266番 貸借（経営基盤法） 受付番号 267番～308番 所有権移転（経営基盤法） 受付番号 309番～310番 議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですのでそれぞれお読みいただいて、何かご質問があればお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議長 松永 晋一

1番 飛澤 正志

3番 高澤 富士子